２、事件概要と判決要旨

Ⅰ、事件概要

2011年2月14日、原告ら5名は、被告国に対し、「夫婦は婚姻の際に定めるところに従い、夫または妻の氏を称する。」として夫婦同氏制を定める民法750条が、憲法13条、同24条、女性差別撤廃条約等に違反しており、民法750条を改正しない国の立法不作為は国家賠償法1条1項の違法な行為に該当するから、原告らが被った精神的損害について慰謝料を支払えとして、東京地裁に国家賠償請求訴訟（以下、「本件訴訟」）を提案した。同訴訟は東京地裁及び東京高裁において棄却され、上告されていたが（上告審にて憲法14条違反の主張を追加）、2015年12月16日、最高裁判所大法廷は上告を棄却した。

Ⅱ、判決要旨

1. 憲法13条について

氏に、社会構成要素である家族の呼称としての意義があることからすれば、氏が、婚姻を含めた身分関係の変動に伴って改められることがあり得ることは、その性質上予定されている。民法750条は憲法13条に違反するものではない。

1. 憲法14条第1項について

夫婦となろうとする者の間の個々の協議の結果として夫の氏を選択する夫婦が圧倒的多数を占めることが認められるとしても、それが、民法750条の在り方自体から生じた結果であるということはできない。民法750条は憲法14条1項に違反するものではない。

1. 憲法24条１項について

仮に、婚姻及び家族に関する法制度の内容に意に沿わないところがあることを理由に婚姻をしないことを選択した者がいるとしても、これをもって、直ちに、当該法律が、婚姻をすることについて憲法24条1項の趣旨に合わない制約を課したものと評価することはできない。

1. 氏には家族の呼称としての意義があるところ、その呼称を一つに定めることには合理性が認められる。また、同一の氏を称することにより家族のまとまりを実感することに意義を見出す考え方も理解できる。さらに、夫婦同氏制の下においては、子の立場として、いずれの親とも等しく氏を同じくすることによる利益を享受しやすいといえる。加えて、夫婦がいずれの氏を称するかは、夫婦となろうとする者の間の協議による自由な選択に委ねられている。婚姻によって氏を改めることによる不利益は、氏の通称す用が広まることにより一定程度は緩和され得る。このような状況の下で夫婦同氏制が、直ちに個人の尊厳と両性の本質的平等の要請に照らして合理性を欠く制度であるとは認めることはできない。